

令和4年生駒市農業委員会第8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和4年8月10日(水)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402 会議室
出席者 議長 10 番 中本 真人
農業委員会委員
1 番 辻 英雄 2 番 山本 利昭
3 番 中井 啓二 4 番 西口 まゆり
5 番 池田 憲央 6 番 北村 由子
7 番 中谷 佳津代 8 番 山田 義美
9 番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩
主幹 有山 清隆 主査 増本 量俊
傍聴者 2 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
4. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 農業委員会業務必携
- 農政なら

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、近鉄東生駒駅の南東約500mのところに位置する東生駒1丁目地内の農地

申請理由について

本農地の所有権のうち持分5分の1を、所有者から同居の孫に贈与することを目的とした申請である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに所有しており、また、農地取得の下限面積要件についてだが、ご家族で営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.2～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、奈良交通庄田バス停より北約70mに位置する高山町地内の農地5筆

申請理由について

譲渡人のお二人は、遠方にお住まいであり、管理が困難となった本農地については数年来、地元の方に耕作を手伝ってもらっている状態であった。

一方譲受人のお二人は寝屋川市にお住まいであり、現在寝屋川市に畑を7.6アール、八幡市に田を14.2アール、京田辺市に田と畑を32.4アール、生駒市高山町に田を12.9アールと、農地合計6,713㎡を所有し、全て自作されている。

自宅からも通いやすい高山町で耕作していきたいという思いもあり、高齢ではあるが、現在も子どもや孫が手伝いをしており、耕作維持の心配はない模様である。この農地では引き続き水稻を作付けされる。

要件について

農地取得の下限面積要件についてだが、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 5年計画で昨年1月末に申請され、2月に審議いただいた案件の2期目について今回申請された。問題ないと思われる。

○議長 議案第1号(No.2～6)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の方から説明があった通りで、譲受人のご夫婦は高齢ではあるが、娘婿夫婦、孫が農業に大変興味を持っていると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、国道163号線鹿畑西交差点から北西に約200mのところ
位置する鹿畑町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は、平成29年に農地を相続したものの、草刈りをする程度の維持管理を行っていた。

一方譲受人はこの農地の北側に住宅を有しており、自宅の駐車場が狭く、また近隣に駐

車場も無く、家族や来客者の車を駐車する場所が無いために、今回の農地転用を行い青空駐車場の確保を考えている。

今回の農地については、土地はほとんどフラットな為盛土・整地し、雨水等については、北西側と南西側にかけて流出防止の盛土を設け、水は自然浸透及び西側から接する水路へ放流することとしている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は先程申したように主に水路への放流としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

No.2～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、国道163号線北田原町北交差点から東に約50mのところ
に位置する北田原町地内の農地2筆

申請理由について

譲渡人は、令和2年に農地を相続したものの、遠方に住んでおり、草刈りをする程度の維持管理を行っていた。

一方譲受人である会社は、この農地から北東約400mに位置する鉄筋工事業を営む会社であり、今回の農地転用を含めてさらなる事業拡大による、青空駐車場・青空資材場の確保を考えている。

今回の農地については、土地はフラットな為転圧整地のみとしており、雨水等については自然浸透とし、既存の畔を利用した形で農地北側の道路との間にある水路への放流と、農地と農地の間にある水路への放流とすることとしている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は先程申したように主に水路への放流としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

なお、No.2～3については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 集会所の裏手にある農地で、近隣に貸す話もあったので、問題はないと思う。

○議長 議案第2号(No.2～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲渡人は大阪市内で企業を経営しており、生駒には母だけが住んでいる。今回の土地は形状が細長く本来畑にしか利用できないような農地であり、その維持管理が難しいため、売却したいという思いから今回申請が出てきた。特に問題はないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なおNo.2～3については転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

報告第4号 「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～3については、相続により所有権を取得した農地について届出されたものである。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第3号 「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第8号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、別紙位置図の地図番号(5)で、市役所庁舎の南東約300mに位置する山崎町地内の農地1筆である。

長屋建て住宅を目的とした農地転用の届出がされたものである。

報告第4号 「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、生駒市の地籍調査の担当部局から、生駒市東菜畑2丁目、中菜畑2丁目の両地内でおこなっている地籍調査に際し、農地の現状を維持または農地から農地以外の地目に変更になる農地について確認の照会があったもので、地元農業委員と現地確認を行うなどをして、49筆中No.1～2の東菜畑2丁目856番、857番の2筆を除いて、すでに農地性がないと判断をして回答をしたものを報告しているものであり、道路敷きの一部となっている、転用手続きはされているが地目変更手続きがされていない、あるいは、従前から建物の敷地となっていたものである。

なお、地籍調査に基づく地目変更については、国の認可も別に必要になるため、実際の地目変更が完結するまでには、約1年程度かかる。

報告第5号 「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1～5については、山林化が著しい農地である。

No.6については、市街化区域であり約10年以上前から宅地として利用してきた農地である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 貸付希望農地3地区1件、6地区1件、借り受け希望者1名を紹介

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 農業委員会業務必携について説明

○主幹 農政ならについて説明

○主幹 研修会の連絡

8月19日 農業委員・推進委員研修会 中止

8月26日 農業者年金特別研修会 10月5日へ延期

延期に伴い、10月5日の現地調査を10月6日に変更とし、7地区の利用状況調査を6日から5日へ変更する。

○主幹 黒豆の手入りを8月17日の朝8時から中地区、南地区、会長、副会長と中谷委員にお願いしたい。

サツマイモの蔓返しを9月12日の朝8時から北地区と会長、副会長にお願いしたい。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○主幹 次回の日程について

定例会 令和4年9月12日(月)午後2時 401・402 会議室

現地調査 令和4年9月5日(月)

9月2日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時10分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和4年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
